

車両リース調達仕様書

1 件名

出島管理事務所使用車両リース調達契約

2 リース期間

令和7年5月25日までの車両登録の日から60か月

3 対象車両台数

マツダ ファミリアバン GX 2WD (新車) 1台

4 新車リースの規格及び付属品等

車名及び型式等	車種：マツダ ファミリアバン 1NZ-FE GX 2WD CVT (新車) 認可型式：5BE-NCP160M
車体色	ホワイト
装備品・付属品等	上記指定車の標準装備に次のものを付加する。 (メーカー純正アクセサリに限る) <input type="checkbox"/> フロアマット <input type="checkbox"/> アクリルバイザー <input type="checkbox"/> ETC 車載器 (現在使用している車両に取り付けてある ETC 車載器を取り外して、新たなリース車両へその ETC 車載器を取り付ける。) <input type="checkbox"/> ドライブレコーダー
その他	<input type="checkbox"/> ETC 車載器を搭載する場合はセットアップ込とする <input type="checkbox"/> 納車時には、ガソリンを20リットル以上入れておくこと

5 借入場所

広島市南区出島四丁目1番4号

一般財団法人広島県環境保全公社 出島管理事務所

6 リースの方法

メンテナンスリース

7 月間予想走行距離

約300km/台

8 メンテナンス内容

原則として、メンテナンス時には受注者が車両をその保管場所で引き取り、受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

(1) スケジュール点検

6か月ごとに実施する。

エンジン	<ul style="list-style-type: none">○エンジンオイルの量、汚れ○バッテリー液の量○冷却水の量、汚れ○ブレーキ液の量、汚れ○エンジンのかかり具合（異音、低速及び加速の状態）○パワーステアリングベルトの緩み、損傷○ファンベルトの緩み、損傷
ブレーキ	<ul style="list-style-type: none">○パーキングブレーキの引きしろ（踏みしろ）○ブレーキペダルの遊び○ブレーキペダルの踏み残りしろ○ブレーキの効き具合
タイヤ	<ul style="list-style-type: none">○タイヤの状態（空気圧、亀裂及び損傷、溝の深さ、異常な磨耗、金属片、石、その他の異物）
その他	<ul style="list-style-type: none">○灯火装置の点灯、汚れ及び損傷○方向指示器の点灯、汚れ及び損傷○ウィンドウウォッシャーの液量、噴霧状態○ウィンドウワイパーの払拭状態○ブレーキホース及びパイプの損傷、液漏れ、取付状態

(2) 法定点検

(3) 継続車検整備

(4) エンジンオイル及びオイルフィルターの交換（メーカーの点検基準による）

(5) 磨耗タイヤの更新

(6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）

(7) バッテリー交換（必要に応じて）

(8) 各種消耗品（ウォッシャー液、ワイパーゴム等）の交換又は補充（必要に応じて）

(9) 故障修理

(10) 整備代車（事故を除き、車検、修理で48時間以上の所要時間が見込まれる場合）

(11) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9 メンテナンスに含まれないもの

(1) 日常点検

(2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金

(3) タイヤの保管

(4) 公社が装備した架装の修理、取替え費用

- (5) 経年劣化による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (6) 公社の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠等）の処理費用

1 0 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の本体及び付属品のリース（新規検査に要する費用を含む）
- (2) 受注者の名称又は商号が変更された場合の自動車検査証記載事項の変更に要する費用
- (3) 自動車検査証の返納に要する費用
- (4) 自動車税又は軽自動車税
- (5) 自動車重量税
- (6) 自動車損害賠償責任保険料
- (7) 自動車税環境性能割
- (8) 自動車リサイクル料
- (9) 上記8に定めるメンテナンス費用

1 2 車両の引渡し

車両の引き渡しは、2の借入期間の開始日までに、指定する借入場所において行うものとする。なお、再リースの場合は、発注者と受注者が賃貸借契約を締結している車両の継続配置をもって引き渡されたものとする。

ただし、当該日までに引渡しができない相当の理由があると発注者が認めた場合は、この限りではない。

1 3 リース料の支払い

受注者は、1か月ごとに期間満了後のリース料を公社に請求するものとし、発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内にリース料を支払うものとする。

1 4 事故処理

事故により、車両が損傷したときは、発注者は速やかに受注者に報告するとともに、発注者の負担により車両を修理するものとする。

1 5 その他

- (1) 車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (2) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。
- (3) 事故、故障等により使用に支障が生じるような場合は、迅速に対応すること。
- (4) 契約締結後、当概年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出すること。
- (5) 点検、整備においては、発注者と適切に調整すること。
- (6) 点検、整備終了後は、結果報告書を発注者に速やかに提出すること。
- (7) リース期間満了後は、速やかに車両を引き取ること。

- (8) 自動車メーカーの責による、契約不適合の場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう協力すること。
- (9) 法定点検、車検時には、車両配置場所まで車両を引き取りに来ること。
- (10) 任意自動車保険は、発注者の責任により別途加入する。
- (11) 中途解約（全損等）の場合の解約金は、未経過の租税公課・保険料・修理代・金利等を控除したものとする。
- (12) リース満了時に残価精算は行わない。
- (13) 各賃貸借車両の契約期間内における使用期間終了時において、車両の状態等により、発注者及び受注者が協議のうえ、使用期間を延長することができる。
- (14) 発注者への照会は、次のとおりとする。

広島市中区中町 8 番 18 号 広島クリスタルプラザ 4 階

一般財団法人広島県環境保全公社 総務課

電話（082）544-2361